

云者出来しなるべし、孕婦の腹に障り、腹を動かせば難産になる也、とりあげば、の不心得なるは、度々来て腹をなでさするあり、必難産になる也、功者なる婆は、少も手を付ざる也、産前より産に臨む時迄、天然にまかせて、少も人作を用ざれば、必安産也、人作を交れば、必難産也、孕婦病もなきに安産のためとて、服薬するも人作にて悪し、病あらば服薬もよし、産は病にあらず、人も畜生も、天よりのさづけなれば、天道にまかせ置べし、私を用べからず、

〔醫事漫録 二編〕按、吳越之間、謂之穩婆。江淮間謂之收生婆。徽寧間謂之接生婆。按、收接二字之義、因其年老慣熟、令之接兒、落地收兒上床耳、原非要他動手動脚也。達生編上

〔明良帶錄 世職〕和州婆々

御中臈格にて、五人扶持下され、四谷鹽町宅住、後見和州源左衛門といふ、御産御臨月より、大奥詰切同斷、

〔明良帶錄 世職〕薩摩婆々

御中臈格にて、四谷坂町にて拜借地出る、看房人左膳といふは、渡邊城之進家來之由、御産御目付、御臨月御産移之節より大奥詰切り、

〔有徳院殿御實紀附録 四〕後宮の女房懷妊せし時、京より名ある穩婆をめされ、府内の市中に在けるが、さばかり名高き者の事なれば、貴賤の限りもなく、就草ある家々より呼むかへしかば、其穩婆一日も家にある事を得ざる由を聞き、町奉行中山出雲守時春廳に召よせて、汝は公用にて府に參りながら、日ごとに家にあらずと聞し、御用あらん時、いづかたにあらんもはかりがたければ、今よりは、たとへ權貴の家々より呼むかふとも、奉行所にことはりてのちまゐるべしと令したるよし聞しめし、出雲守が申所、其理なきにあらざれども、奥の女房、いまだ分娩の期月にもあらざれば、よぶ事も有まじ、世の人の爲たよりよき事ならば、期月までは、はゞからず人の招に應